

## 河内長野市内部統制に関する基本方針

河内長野市では、平成27年3月に策定したコンプライアンス推進指針に基づき、法令遵守、職員倫理を徹底し、コンプライアンス推進の取組みを進めています。今後より一層取組みを進めていくにあたり、内部統制が有効に機能している組織であることが必要です。

そこで、本市は、事務事業の適正な執行を確保し、内部統制に係る4つの目的（①業務の効率的かつ効果的な遂行、②報告の信頼性の確保、③業務に関わる法令等の遵守、④資産の保全）を達成するため、令和6年4月1日に内部統制に関する基本方針を策定しました。

なお、この方針は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第2項の規定に基づく方針として定めるものであり、これに基づき、内部統制を整備及び運用してまいります。また、コンプライアンス推進指針に基づく取組みも継続して実施することとし、「市民に信頼される市役所」の実現に向けて取り組んでまいります。

### 1. 内部統制の目的

#### ①業務の効率的かつ効果的な遂行

業務を行うにあたり、最小の経費で最大の効果を挙げるとともに、常にその組織及び運営の合理化に努めるという地方自治法の趣旨を踏まえつつ、担当職員の個人的な経験や能力に過度に依存することなく、組織として一定の水準を保ちつつ滞りなく業務を遂行できるようにすることで、業務の目的達成を図ります。

#### ②報告の信頼性の確保

予算や決算等による財務報告又は市の事務に関する報告等の非財務情報に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保します。なお、情報の信頼性を確保するに当たっては、正当な手続きに基づき、情報を適切に保存及び管理を行います。

#### ③業務に関わる法令等の遵守

業務に関わる法令その他規範の遵守を徹底します。

#### ④資産の保全

有形の資産だけでなく、市民に関する情報等の無形の資産についても、

その取得、使用及び処分は正当な手続き及び承認の下に行い、資産の保全を図ります。

## 2. 内部統制の対象とする事務

内部統制の対象とする事務は地方自治法第150条第2項第1号に規定された事務（財務に関する事務）とします。

## 3. 内部統制の評価及び見直しについて

内部統制の取組みについては毎年度評価報告書を作成し、監査委員の審査に付した上で市議会に提出するとともに公表します。また、評価結果や監査委員からの意見を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

令和6年4月1日 策定  
(令和7年4月1日 改定)  
河内長野市長 西野 修平